議案第41号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

提出者 調布市教育委員会 教育長 大和田 正 治

提案理由

令和6年10月1日より東京都最低賃金が改定されることに伴い,調布市 教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため,提案するもの です。 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布 市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表4の項, 5の項, 8の項, 18の項及び33の項中「1, 150」を「1, 170」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 関する規則別表の規定は、令和6年10月以後の月分として支給すべき報 酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお 従前の例による。

71.77%	71. 7.24
改正後	改正前
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則	○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則
令和元年11月22日教育委員会規則第5号	令和元年11月22日教育委員会規則第5号
改正	改正
令和2年3月27日教委規則第4号	令和2年3月27日教委規則第4号
令和2年6月30日教委規則第8号	令和2年6月30日教委規則第8号
令和3年3月26日教委規則第2号	令和3年3月26日教委規則第2号
令和3年9月28日教委規則第6号	令和3年9月28日教委規則第6号
令和4年3月25日教委規則第1号	令和4年3月25日教委規則第1号
令和4年9月30日教委規則第7号	令和4年9月30日教委規則第7号
令和5年3月31日教委規則第1号	令和5年3月31日教委規則第1号
令和5年9月22日教委規則第12号	令和5年9月22日教委規則第12号
令和6年3月29日教委規則第3号	令和6年3月29日教委規則第3号
令和6年9月27日教委規則第 号	
調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則	調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則
調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制	調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制
定する。	定する。
(設置)	(設置)
第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計	第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ,同表名称の欄に定める会計
年度任用職員を置く。	年度任用職員を置く。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法(昭和	第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは,地方公務員法(昭和
25年法律第261号) 第22条の2第1項第1号に掲げる職員で,同条第1項及	25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員で,同条第1項及
び第2項の規定により任用されるものをいう。	び第2項の規定により任用されるものをいう。
(配置)	(配置)
第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属	第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属
の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。	の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。

改正前

(職務)

|第4条 会計年度任用職員は,任命権者の指揮監督の下に,別表名称の欄に|第4条 会計年度任用職員は,任命権者の指揮監督の下に,別表名称の欄に| 掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。

(任用)

- 第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうち 第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうち とができる。
 - (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名 (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名 称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え ていること。
 - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えて いること。
- 任用することができる。

(再度の任用)

- 第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会 り、再度任用することができる。
 - (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。
 - (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受 けてないこと。

(職務)

掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。

(仟用)

- から、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務」から、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務 の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないこ の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないこ とができる。
 - 称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え ていること。
 - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えて いること。
- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認め2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認め たときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員としてしたときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として 任用することができる。

(再度の任用)

- 計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年 計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年 度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度にお 度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度にお いても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等」いても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等 に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであっ に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであっ て、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限して、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限 り、再度任用することができる。
 - (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。
 - (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受 けてないこと。

(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の 日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地 方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任 期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は,こ の限りでない。

(任期)

- 末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
- 間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、 第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と 読み替えるものとする。

(勤務日数等)

- 範囲内において任命権者が定める。
- |2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内|2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内 超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。
- 3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月 定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることが できる。

(報酬)

改正前

(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の 日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地 方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任 期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、こ の限りでない。

(任期)

- |第7条 会計年度任用職員の任期は,その採用の日から同日の属する年度の<mark>|</mark>第7条 会計年度任用職員の任期は,その採用の日から同日の属する年度の| 末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
- 2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない 場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期。場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期 間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用 する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、 第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と 読み替えるものとする。

(勤務日数等)

- 第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない 節囲内において任命権者が定める。
 - (特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を」 (特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を 超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。
 - 内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規一内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規 定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることが できる。

(報酬)

|第9条||会計年度任用職員の報酬は,別表名称の欄に掲げる区分に応じ,同第9条||会計年度任用職員の報酬は,別表名称の欄に掲げる区分に応じ,同

表報酬額の欄に定めるところによる。

(進用)

|第10条 この規則に定めるもののほか.会計年度任用職員の任用等に関する|第10条 この規則に定めるもののほか.会計年度任用職員の任用等に関する| 必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令 価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。
 - 昌会規則第8号)
 - (2) 調布市郷十博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規 (2) 調布市郷十博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規 則第4号)

附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬 関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬 について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従しについて適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従 前の例による。

改正前

表報酬額の欄に定めるところによる。

(進用)

必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令 - 和元年調布市規則第46号),調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行 - 和元年調布市規則第46号),調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行 規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評 規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評 価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。

(雑則)

|第11条||この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- |1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委 昌会規則第8号)
 - 則第4号)

附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 前の例による。

附 則(令和4年3月25日教委規則第1号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報 酬額(円)の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改め 酬額(円)の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改め る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に べき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、 なお従前の例による。

附 則(令和4年9月30日教委規則第7号)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- |2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に|2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に| について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従 について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従 前の例による。

附 則(令和5年3月31日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月22日教委規則第12号)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 前の例による。

附 則(令和6年3月29日教委規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月27日教委規則第 号)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 関する規則別表の規定は、令和6年10月以後の月分として支給すべき報酬

改正前

附 則(令和4年3月25日教委規則第1号)

- る改正規定は、公布の日から施行する。
- 関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給す 関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給す べき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、 なお従前の例による。

附 則(令和4年9月30日教委規則第7号)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬 関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬 前の例による。

附 則(令和5年3月31日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月22日教委規則第12号)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬 関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬 について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従しについて適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従 前の例による。

附 則(令和6年3月29日教委規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

<u>について適用し</u>,同月前の月分として支給すべき報酬については,なお従前の例による。

別表(第1条,第3条—第6条,第8条,第9条関係)

1	(/	7 L 不, 5	ヤリ木	211	$\mathcal{I}_{\mathcal{A}_{i}}$, $\mathcal{A}_{\mathcal{I}_{\mathcal{I}}}$			
	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要 件	(円)	報酬単位
	1	立中学	施設 管理 専門	教委会育務	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における施設,設 備,備品等の修繕, 製作等学校用務に 従事する職員の補 助に関すること。	大工仕事の できる者工 は大工仕 の経験のあ る者である こと。	1 350	時
	2	調立校調立校け校のを布小及布中にる事充図市学び市学お学務実る	学校 事 専 員	教委会育務		パソコン操 作ができる 者であるこ と。	1, 480	時

別表(第1条, 第3条-第6条, 第8条, 第9条関係)

111	(2)	ォエ 木 , ク	ヤリ木	71) 木, 知 0 木, 知 3 7	KIKITIKI/		
	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要 件	(円)	報酬単位
	1	調立校調立校け務のをた布小及布中にる業充図めた学お用務実る	施設	委員 会教育総	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における施設,設 備,備品等の修繕, 製作等学校用務に 従事する職員の補 助に関すること。	大工仕事の できる者又 は大工仕事 の経験のあ る者である こと。	1, 350	時
	2	調立校調立校け校のを布小及布中にる事充図市学び市学お学務実る	学 事 再 員	教 委 会 育 務	び調布市立中学校	パソコン操 作ができる 者であるこ と。	1, 480	時

			改正後								改正前			
3	立中学お調務実のを図を	校食理門務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許でる者とのでは調理があることのではいい。	1, 320	時	3	た調立校調立校け理のをめず小及布中にる業充図ですがおいます。	学給調専員		調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許ではる理験があると。	1, 320	時
4	立校調立校け変がある。一方有員技補員	会能助 用委会育務	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校用務 作業全般の補助に 関すること。		<u>1, 170</u>	時	4	た調立校調立校け務のをため布小及布中にる業充図め市学び市学お用務実る	調市育員技補員(務員)布教委会能助 用)	委員 会教 育総	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校用務 作業全般の補助に 関すること。		<u>1, 150</u>	時
5	立小学 市 校及び 育 調布市 員	委 会教	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	_	1, 170	時	5	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学	市教 育委 員会	委員 会教 育総	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと。	_	1, 150	時

				 改正後								改正前			
6	校け理のをた調立校調立校け養務実にる業充図め布小及布中にる士のをお調務実る(市学び市学お栄業充図	栄養 士専	委員 会学	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1, 480	時	6	校け理のをた調立校調立校け養務実にる業充図め布小及布中にる士のをお調務実る「市学び市学お栄業充図	栄養 士専	委員 会学	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1, 480	時
7	る調立校調立校け物ル対充にた布小及布中にるアギ応実しめ市学び市学お食レーのを	食アルー門物レギ専員	教 委 会 務	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における食物アレ ルギー対応業務に 関すること。	栄定管のし校やお経るこにる士有学場に移動を発をつ現等であると。	1, 650	時	7	る調立校調立校け物ル対充とた布小及布中にるアギ応実」め市学び市学お食レーのを	食アルー門物レギ専員	教 委 会 務	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における食物アレ ルギー対応業務に 関すること。	栄定管のし校やお経ることが、おります。	1, 650	時

				改正後								改正前			
	図るため								図るため						
8	調立校調立校け理のをた布小及布中にる業充図め市学び市学お調務実る		会学 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと(給食調理員の 欠員が発生した学 校の給食調理補助 を含む。)。	調理師免許とっては調理がある。	<u>1, 170</u>	時	8	調立校調立校け理のをた布小及布中にる業充図め市学び市学お調務実る	調市育員技補員(援食理員布教委会能助 応給調)	教 委 会 務	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること(給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。)。	調理を者理験でとった。	<u>1, 150</u>	時
9	調立校調立校け報のをた布小及布中にる教充図め市学び市学お情育実る	情教専員	委員 会指 道室	情報教育における 授業及び教員の支 援や情報機器のサ ポート及びメンテ ナンス,校務の電子 化,学校の情報発信 に関すること。	情報報機器を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始をある。	1, 750	時	9	調立校調立校け報のをた布小及布中にる教充図め市学び市学お情育実る	教育	教委会導	情報教育における 授業及び教員の支 援や情報機器のサ ポート及びメンテ ナンス,校務の電子 化,学校の情報発信 に関すること。	門性を有す	1, 750	時
10	調布市 立小学 校及び	学校 司書	委員	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における図書館資	司書又は司 書教諭の資 格を有する	1, 250	時	10	調布市 立小学 校及び	学校 司書	委員	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における図書館資	司書又は司 書教諭の資 格を有する	1, 250	時

改正後	改正前
調布市 立中学 校にお ける学 校図書 館運営 対の収集や分類排 者であるこ 列,その目録整備,と。 図書館利用の指導 補助,他の図書館と の連絡・調整等,学 校図書館の運営補	調布市 立中学 校にお 対る学 校図書 館運営 関書館の運営補 対の収集や分類排 者であるこ と。 図書館利用の指導 補助,他の図書館と の連絡・調整等,学 校図書館の運営補
の充実 を図る ため 調布市 立小学 校1年 生及び 同2年 11 生の少 人数指 導工 2 大数学 習によ る指導 を行う 関に関すること。 か学校低学年 等算数少人数指導 及びそれに付随す る業務に関すること。 もかっと。 り、数 があること。 ものと、 と。	の充実 を図る ため 調布市 立小学 校1年 生及び 同2年 11 生の少 人数指 導工 3 によ る指導 を行う まから を図る ため 調布市 立小学校低学年 等算数少人数指導 及びそれに付随する業務に関すること。 と。 り、数 り、数 り、数 り、る 業務に関すること。 と。 し、こと。 り、こと。
ため	ため

		 改正後								 改正前			
	運助う 調立校調立校け員導等補行め 市学び市学お教指助行 スーサーー	と。 (3) 移動教育,修学導に後に後に後になる。 (3) 移動教育の学院に関する。 (4) がいるのでは、 (5) がいるのでは	教 を を 教 を 教 育 等 に 関 する ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる	1, 450	時	13	運助う 調立校調立校け員導等 常をた 布小及布中にるの補を 補行め 市学び市学お教指助行	スーサーークルポタ	教 委 員 指 室	と。 (3) 移動教室,修 学様に関するのでは、 (4) がいるのでは、 (4)	と。 教を校庭関的能者と 負有教教す識力で。 免し育育る見があ許,,等専及ある状学家に門びるこ	1, 450	時
]	位及5 研究 前布市 立中学	教育 及び経験者等の研 委員 修をはじめ,教育に 会指 関する専門的,技術 導室 的事項の調査・研究	教論及び教育管理者としたり学校教育に従うなどのない。 学校教育及	1, 850	時	14	う調立校調立校けた布学び市学お教	教経研室門究育営究専研員	教委会導	教職員の新任研修 及び経験者等の研修をはじめ、教育に 関する専門的、技術 的事項の調査・研究	教育でである。 教育では、お育なのでである。 をおうないである。 ないのである。 ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1, 850	時

	改正後	改正前
職員の 資質向 上を図 るため	び家庭教育 等に関する 高度な専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。	職員の 資質向 上を図 るため 高度な専門 るため 的識見及び 能力を有す る者である こと。
ででである。 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででする。 でででする。 でででする。 でででする。 でででする。 ででする。 ででする。 ででする。 での解図める。 では、 での解図が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	(1) 学校生活に 係る教育全般の 相談と。 (2) 特別の を対策を もし育育の を対し、 (2) 要すると (3) をでして をでを を対して ること。 (3) をできます。 (3) をできます。 (3) をできます。 (3) をできまます。 (4) がよるとのですること。 (4) がよるとに掲げるという。 (4) が属長があること。 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (1) ですること。 (1) ですること。 (2) では、 (3) では、 (4) がように関か、 (4) がように関か、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (4) がは、 (5) には、 (5) には、 (6) には、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (9)	(1) 学校生活に 係る教育ととの 相談業との 相談業と。 (2) 特別な支援を を要する見見の がある。 (2) 特別な支援を を要がよりで を要がよりでする。 (3) 不登校児 童・生徒の教育等に の教の 意と。 (3) 不登校児 童・生徒の教育等に の教育等に の教育等に の教育等に の教育等に のもののより。 (4) 前数をあること。 (4) がよるとに があると。 (4) がよるとに があるとのの はいか、 所属長があること。
調布市 立小学 16 校及び 調布市 立中学 ルワ	(1) 問題を抱え社会福祉る児童・生徒が置士,精神保かれた環境への 健福祉士の 2,050 時働きかけに関す 資格を有すること。3者又は教	調布市 スク 立小学 ール 16 校及び ソー 調布市 シャ 立中学 ルワ (1) 問題を抱え 社会福祉 る児童・生徒が置士,精神保 かれた環境への 健福祉士の 2,050 時 資格を有す ること。 る者又は教

	改正後	改正前
校に通 一カ	(2) 関係機関等 育及び福祉	校に通 一カ (2) 関係機関等 育及び福祉
う児 一	とのネットワー に関する専	う児 ー とのネットワー に関する専
童・生徒	クの構築,連携・門的識見及	童・生徒 クの構築,連携・門的識見及
の家庭	調整に関するこ び能力を有	の家庭 調整に関するこ び能力を有
や学校	と。する者であ	や学校と。する者であ
におけ	(3) 学校内にお ること。	におけ (3) 学校内にお ること。
る教育	けるチーム体制	る教育 けるチーム体制
支援の	の構築,支援に関	支援のの構築、支援に関
充実を	すること。	充実を すること。
図るた	(4) 保護者,教職	図るた (4) 保護者, 教職
め	員等に対する支	め 員等に対する支
	援・相談・情報提	援・相談・情報提
	供に関すること。	供に関すること。
	(5) 前各号に掲	(5) 前各号に掲
	げるもののほか,	げるもののほか、
	所属長が適当と	所属長が適当と
	認める業務に関	認める業務に関
	すること。	すること。
	スクールソーシャ 社会福祉	スクールソーシャ 社会福祉
チー	ルワーカーに掲げ 士、精神保	チールワーカーに掲げ士、精神保
フス	る業務内容のほか、健福祉士の	フス る業務内容のほか、健福祉士の
クー	(1) スクールソ 資格を有	クー (1) スクールソ 資格を有
ルソ	ーシャルワーカ し, 教育及 2,550 時	ルソ ーシャルワーカ し, 教育及 2,550 時
ーシー	一対応事案等の び福祉に関 2,330 円	
ヤル	進行管理、統括にする高度な	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ワー	関すること。専門的識見	ワー 関すること。 専門的識見
カー	(2) スクールソ 及び能力を	カー (2) スクールソ 及び能力を
	ーシャルワーカ 有する者で	ーシャルワーカー有する者で

				改正後								改正前		
				一の人材育成に 関すること。	あること。							一の人材育成に 関すること。	あること。	
17	調立校調立校けウリ等能実り校め行のにる布小及布中にるンンののを,,,動改資た市学び市学おカセグ機充図不い問等善すめ	ウンセラ	教委会道	以, 问題11 劉寺の以	認心理師, 学校心理士	2, 050	時	17	ウンセ リング 等の機 能の充	ソフセラ	教委会道	カウンセリング等 を通じて、児童・生 徒の不登校、いじ め、問題行動等の改 善に関すること。	認心理師, 学校心理士 認定運営機	2,050 時
18	一員担を教よ童教負減りが児徒	ル・	委員 会指	教員補助(授業準 備,採点業務,教材 作成の補助等)に関 すること。		<u>1, 170</u>	時	18	一員担を教よ童般の軽図員が児を	サポ ー ト・	委員 会指	教員補助(授業準備,採点業務,教材作成の補助等)に関すること。		<u>1,150</u> 時

				改正後								改正前			
	へ導材にで体整る事員欠のや研注き制備た務等員がののでするをすめ職の補	ッフ		都費学校事務職員 の補助(各種手当支 給,旅費支給,補助		都交付金単価	時		へ導材にで体整る事員欠のや研注き制備た務等員がののでするをすめ職の補	ッフ		都費学校事務職員 の補助(各種手当支 給,旅費支給,補助		都交付金単価	時
19	充対応 及び模模 に配れる れる都	学校 補助 員	教 委 員 指 室	金・交付金の申請 等)に関すること。 栄養士業務	栄養士免許 を有する者		時	19	充対応 及び模模 に配れる れる都	学校 補助 員	教育	金・交付金の申請 等)に関すること。 栄養士業務	栄養士免許 を有する者 であるこ	金単価	時
	費学校 事務補 員のを行 うため			養護教諭業務		金単価	時		費学校 事務補 員のを行 うため			養護教諭業務		金単価	時
20	副校長 の事務 補助を 行うた め	副校 長補 佐	委員 会指	副校長の事務補助 (任用書類作成,調 査回答等)に関する こと。		1,620	時	20	補助を	副校 長補 佐	委員 会指	(任用書類作成,調 査回答等)に関する こと。		1,620	時

				改正後								改正前	_		
					者であるこ と。								者であるこ と。		
21	り、もっ	部 動 導	教 委 会 導	部活動に係る職務 (実技指導,安全に 関する知識及び技能の指導,大会及び 練習試合等の引率, その他部活動指導 に関し校長が必事項等)に と認めること。 関すること。		1, 650	時	21	り,もつ	部動導員	教委会導	部活動に係る職務 (実技指導,安全に 関する知識及び技能の指導,大会及び 練習試合等の引率, その他部活動指導 に関し校長が必要 と認める事項等)に 関すること。		1, 650	時
22	かにるの向びの軽図学お授質上教負減るをは業の及員担をた	ョン・	委員	学年の各学級経営 における副担任相 当の業務(学年・学 級経営上必要な業 務全般の補助,児童 からの相談対応や 登下校の見守り,学 習・生活指導の補助 等)	般企業における常勤職員等の経験者であるこ	1,600	時	22	がにるの向びの軽図学お授質上教負減る大け業の及員担をた	3	教委会導	学年の各学級経営 における副担任相 当の業務(学年・学 級経営上必要な業 務全般の補助,児童 からの相談対応や 登下校の見守り,学 習・生活指導の補助 等)	務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であるこ	1,600	時

				改正後								改正前			
₂₃ 政 実	対育行 なの充 こを図	専門	委員 会社	 (1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか,所属長は適当と認める業務に関す 	教員・幼稚 園教諭の免 許状又は保	1, 350	時	23	め 教育行 政の 実を図 るため	流館	教委会会育	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート(2) 前号に掲げるもののほか,所属長は適当と認める業務に関す	園教諭の免許状又は保	1, 350	時
₂₄ 政 実	ですった。 ででする。 でで図っため	教相心職門	教委会導育員指室	(1) 務(2) 所(2) 所(2) 所(3) 所(3) 所(3) 所(3) 所(3) 所(3) 所(3) 所(3	公認心理師 法による公 認心理師, 学校心理士 認定運営機	2, 050	時	24	教政 実 る行 充 図 め	教相心職門育談理專員	教委会導育員指室	ること。 (1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業 (2) 電話相談 (2) 電話相談 (2) で題が (3) が通級指導 (4) が通級相談 (4) 不登校 (4) 不登校 (4) 不登校 (4) 不登校 (4) 不登校 (4) で関すること。	認定協会の臨床公認に、公認に、公認に、公認に、公認に、公理ので、政権の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	2, 050	時

				改正後								改正前			
25	教育行政を図るため	教相教職門育談育專員	教 委 会 導	(1) 電話相談業務に関すること。(2) 就学,転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。	と。教員免許状 学及を有し,学 吸 校教育,家 務 庭教育等に 関する専門 1,850 時 掲 的識見及び か,能力を有す	25	教育行変を多	教相教職門育談育專員	淡 育 事教 委 会 道 育 員 指 室	(1) 電話相談業 務に関すること。 (2) 就学, 転学及 び通級指導学級 入退級相談業務 に関すること。 (3) 前2号に掲 げるもののほか,	を有し,学 校教育,家 庭教育等に 関する専門 的識見及び	1, 850	時		
26	調立館け書業実る市書お図事充図め	図館門(門業務書専員専的	教 委 会 書	が認すると。 (1) 補助。 (1) 補助。 (2) 資る。 (2) 資る。電へ資と。 (3) 者原等。 (3) 者原等。 (3) 者原等。 (4) が調布 (4) が調布 はあっ とのの図	図書館司書 資格を持っ ている者で	1, 350	時	26	調立館け書業実る市書お図事充図め	図館門(門業務)書専員専的	教 委 会 書	認める業務に関すること。 (1) 専門的業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利	こと。 図書館司書 でいろ考で	1, 350	時

				改正後							改正前			
				務に関すること。							務に関すること。			
27	調立館け書業実る市書お図事充図め	読書 推進 員	安貝	読書推進活動業務に関すること。	1, 350	時	27	調立館け書業実る市書お図事充図と	読書 推進 員		読書推進活動業務に関すること。		1, 350	時
28	調立館け書業実るたった書お図事充図をため	音訳 調 整員	_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	図書館及び音訳者 等との調整に関す ること。	1, 350	時	28	調立館け書業実る市書お図事充図と	音訳 等調 整員	~> [3)	図書館及び音訳者等との調整に関すること。		1, 350	時
29	調立館け書業実る市書お図事充図め	図館任員	委員	(1) 窓口受付及 び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利 用者への支援業 務,原資料の整理 業務等に関する こと。 (3) 前2号に掲 げるもののほか, 調布市立図書館	1, 180	時	29	調立館け書業実る市書お図事充図め	図館任員	委員	(1) 窓口受付及 び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利 用者への支援業 務,原資料の整理 業務等に関する こと。 (3) 前2号に掲 げるもののほか, 調布市立図書館	_	1, 180	時

			改正後				_	_		改正前		
			長が指定する事 務に関すること。							長が指定する事 務に関すること。		
30	調立館け営及員質をた布図にる支びの向図めの館営導援職資上るの館営導援	教育会図書	(1) 図書館運営 図書館司書 の支援及び職員 資格を有の資質向上を図し、かつ、るための研修・指導・助言に関するにおける常 における常 こと。 (2) 前号に掲げ	1, 430	時	30	調立館け営及員質をた布図にる支びの向図め市書お運援職資上る	図館営導援	教 委 会 書館	(1) 図書館運営 図書館司 の支援及び職員 資格を有の資質向上を図 し、かつるための研修・指 は立図書 はいまける こと。 (2) 前号に掲げ あもののほか、調館行政に あもののほか、調館行政に 表が指定する事 な知見を 務に関すること。 すること	, 館 常 経 書 関 的 有	時
31	調布市 郷土博 郷土 物館事 博物 業の振 館専 興を図 門員	委員 会郷 土博	する収蔵資料・文化 財・史跡・郷土史に 関する事務事業全 相する者で	1,650	時	31	物館事	郷博館明	委員 会郷 土博	郷土博物館が所管 博物館又 関連する 関連する 関・ 実跡・郷土史に 関する事務事業全 般に関すること。	専 対 1,650 で	時
32	地社育上り事推びの要は、の数向図種の及に関連の及に関連の及民望	委員	(1) 各種事業の 企画・運営及び事 育士のの名に関すること。 (2) 公民館使用 水	1,650	時	32		公 館 門員	教 委 会 民	(1) 各種事業ののです。	教 ず 格 教 1,650 を 又 習	時

				改正後								改正前			
	に応え				座の企画・			13	に応え				座の企画・		
	るため				運営業務の			る	らため				運営業務の		
					実務経験が								実務経験が		
					1年以上あ								1年以上あ		
					る者である								る者である		
					こと。								こと。		
	教育委		教育		保育士資格			教	故育委		教育		保育士資格		
	員会の		教 F 委員		を有する者			員	会の		教 F 委員		を有する者		
	各種事	保育	会各		又は保育士			各	介種事		安白会各		又は保育士		
	業の推		芸士課	保育室開室時間等	資格に準ず	1, 220	時	業	(を)推		云 行 課	保育室開室時間等	資格に準ず	1, 220	時
33	田民の	一(臨	踩 (室	の保育業務に関す	る資格を有			33 進	重及び	一(臨		の保育業務に関す	る資格を有		
		時)	(±.	ること。	する者であ			市	可民の	時)	(±	ること。	する者であ		
	要望に	H/1)	所・		ること。			要	望に		所·		ること。		
	応える ため		館)		無資格者	<u>1, 170</u>	時		ぶえる こめ		館)		無資格者	<u>1, 150</u>	時